

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 六〇六
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 六〇六
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 六〇六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 六〇七
- 生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 六〇七
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件三件 六〇七
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 六〇九
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 六〇九
- 道路の区域を変更するため当該通知の内容を掲示した件 六〇九
- 道路の供用を開始する件二件 六〇〇

## 告 示

**福島県告示第六百九十六号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月十一日

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
		福	島	県	知	事	内	堀	雅
									雄

白河みなみ歯科クリニック	白河市薄葉四―一三二	平成二八年八月一日
さくら薬局南相馬原町店	南相馬市原町区南町四―二六―三	同 年九月一日
すわん薬局原町店	同 市同 区東町一―七一―三	同 日
しあわせ訪問看護リハビリテーション丸子	福島市丸子字富塚三四―一六	平成二八年五月一日

(社会福祉課)

**福島県告示第六百九十七号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十八年十一月十一日

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
コスモ調剤薬局須賀川駅前店	須賀川市中宿三〇	須賀川市中宿四四四
会津中央訪問看護ステーション	会津若松市松町一―二九	会津若松市東山町大字石山字院内一七一
訪問看護ステーションほしぞら	伊達郡国見町藤田字五反田一―二二	伊達郡国見町小坂字小坂五〇―一

(社会福祉課)

福島県告示第六百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十八年十一月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

名	変 更 前	変 更 後	所 在 地
アイミー薬局駅前店	駅前	福島市栄町六―六	福島市栄町六―六
白河調剤薬局	ファークコス薬局白河	白河市六反山一〇―三六	白河市六反山一〇―三六
かずみ薬局	ファークコス薬局かずみ	二本松市成田町一―八一七―一―一	二本松市成田町一―八一七―一―一

（社会福祉課）

**福島県告示第六百九十九号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十八年十一月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

名	称	所 在 地	休 止 年 月 日
坂本クリニック		本宮市本宮字千代田五六―一	平成二八年七月一日
豊嶋歯科医院		双葉郡浪江町大字権現堂字南深町八一―二	平成二三年三月一日

**福島県告示第七百号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。

平成二十八年十一月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

名	称	所 在 地	再 開 年 月 日
坂本クリニック		本宮市本宮字千代田五六―一	平成二八年八月一日

（社会福祉課）

**福島県告示第七百一号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
佐々木泰志	耶麻郡猪苗代町大字磐里字村東五一―一 メゾンみゆき三〇三	ふる里鍼灸整骨院	耶麻郡猪苗代町大字千代田字油地六二―七	平成二八年四月一日
後藤健治	西白河郡西郷村大字米字上堀川五五	愉楽堂	西白河郡西郷村大字米字上堀川五五	同 月二七日

丹治大貴	福島市松川町 美郷一〇一	からだ元氣治 療院福島北店	福島市北矢野目字小 原田西五一九	平成二八年 二月一日
山田剛	会津若松市西 七日町一一一 三六二〇三	KEIROW 会津若松ステーション	会津若松市西七日町 三二四四	同 年 八月二日
平間甲祐	相馬郡新地町 駒ヶ嶺字相良 四二	株式会社せい ふうケアさくら 通り整骨院	郡山市清水台二一六一 一九	同 年 六月二四日

(社会福祉課)

福島県告示第七百二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
後藤健治	西白河郡西郷 村大字米字上 堀川五五	愉楽堂	西白河郡西郷村大字 米字上堀川五五	平成二八年 四月二七日
丹治大貴	福島市松川町 美郷一〇一	からだ元氣治 療院福島北店	福島市北矢野目字小 原田西五一九	同 年 二月一日
山田剛	会津若松市西 七日町一一一 三六二〇三	KEIROW 会津若松ステーション	会津若松市西七日町 三二四四	同 年 八月二日
遠藤辰彦	耶麻郡北塩原 村大字松原字	ふれあい心の サービス猪苗	耶麻郡猪苗代町大字 川桁字新屋敷三四五	同 月一日

齋須麻耶	福島市野田町 字街道北六一 八レオパレ スセブンヒル ズIV 一〇一 号室	株式会社フレ アス福島事業 所	福島市南中央二一五 スカイハイツA一	平成二八年 三月二九日
吉田大輔	岩手県盛岡市 本宮四一三十一 一〇レオパ レス一〇三	同	同	同 年 五月二七日
阿部友恵	福島市飯野町 大久保字田端 二二二	在宅訪問マッ サージあいの 手福島店	同 市丸子字東前一 〇一一一〇二	同 年 二月一日

(社会福祉課)

福島県告示第七百三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
佐々木泰志	耶麻郡猪苗代 町大字磐里字 村東五一一一 メゾンみゆ き三〇三	ふる里鍼灸整 骨院	耶麻郡猪苗代町大字 千代田字油地六一一 七	平成二八年 四月一日

岡崎司	福島市南向台 一一八―二三	本町接骨院	福島市本町四―四	同 五月一八日
松井直樹	須賀川市新町六 五―一 デイ・ ビルネー―一 〇三	さくら鍼灸接 骨院	須賀川市茶畑町六四― 一	同 六月二日
山田喬兵	岩瀬郡鏡石町 不時沼二	ぽぷら整骨院	岩瀬郡鏡石町不時沼 二三―五	同 五月一三日
渡部展行	伊達市北後二 八―二二メ ルシーハウス 一号楼	たなごころ接 骨院	伊達市中志和田四四― 二	同 二月二日
桑原太	福島市大森字 鶴巻一―六	ももの花整骨 院	同 市右城一九―一	同 七月二日

(社会福祉課)

福島県告示第七百四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十一月十一日から同年十二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十八年十一月十一日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島県知事 内堀雅雄
- (仮称)ダイユーエイト白河店 福島県白河市立石十八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規

定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
平成二十八年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
鈴木一弘
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施設要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する件(平成二十八年農林水産省告示第千六百七十四号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第七百六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十八年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道棚倉 矢吹線	白河市東深仁井田字刈 敷坂八六番地先から 同 市東深仁井田字刈 敷坂八三番地先まで	変更前 一〇・五 一三・〇	変更後 一〇・五 一四・五		五三・五 五三・五

(道路計画課)

福島県告示第七百七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十八年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年十一月十一日

平成二十八年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道勿来 浅川線	東白川郡鮫川村大字赤 坂西野字本坂二三番二 地先から 同 郡同 村大字赤 坂西野字酒垂一二番三 地先まで	変更前 変更後	五・六〇 一九・五〇 九・〇〇 五四・〇〇	四九三・〇〇 四九三・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第七百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道勿来 浅川線	東白川郡鮫川村大字赤 坂西野字本坂二三番二 地先から 同 郡同 村大字赤 坂西野字酒垂一二番三 地先まで	変更前 変更後	九・〇〇 五四・〇〇 九・〇〇 四六・〇〇	四九三・〇〇 四九三・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第七百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所

設事務所で平成二十八年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道棚倉矢吹線	白河市東深仁井田字刈敷坂八六番 地先から 同 市東深仁井田字刈敷坂八三番 地先まで	平成二八年二月一日

(道路計画課)

福島県告示第七百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所

平成二十八年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道勿来浅川線	東白川郡鮫川村大字赤坂西野字本 坂二三番二地先から 同 郡同 村大字赤坂西野字酒 垂一二番三地先まで	平成二八年二月一日

(道路計画課)